

水第 1425 号
令和 8 年 5 月 26 日

神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



(別紙)

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
めばる一枚網漁業	9	定めなし	横須賀市夏島町 1 番地にある護岸北東角より真方位 76 度 14.8 分の線から横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位 130 度 58.2 分の線に至る神奈川県海面。ただし、共第 1 号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横須賀市走水または大津町に漁業根拠地※を有している者	1. 網の目合は 6 センチメートル以上とする。 2. 網の張立時間は、15 時から翌日 10 時までとする。	令和 8 年 6 月 4 日から同年 7 月 31 日まで	令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日まで

ひらめ、たい、すずき 一枚網漁業	9	同上	中の瀬航路 3 号ブイと同 4 号ブイとの見通し線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、中の瀬 B ブイと同 C ブイとの見通し線以西の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。	1 月 1 日から 12 月 31 日まで ただし、たい、すずきを目的とする場合は 5 月 1 日から 12 月 31 日まで	同上	1. 網の目合は次のとおりとする。 (1) ひらめを目的とするもの 15 cm 以上 (2) たい、すずきを目的とするもの 9 cm 以上 2. 網の張立時間は、15 時から翌日 10 時までとする。	同上	同上
めばる一枚網漁業	5	同上	横須賀市夏島町 1 番地にある護岸北東角より真方位 76 度 14.8 分の線から横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位 130 度 58.2 分の線に至る神奈川県海面。ただし、共第 1 号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横須賀市 鴨居に漁業根拠地を有している者	1. 網の目合は 6 センチメートル以上とする。 2. 網の張立時間は、15 時から翌日 10 時までとする。	同上	同上

ひらめ、たい、すずき 一枚網漁業	5	同上	中の瀬航路 3 号ブイと同 4 号ブイとの見通し線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、中の瀬 B ブイと同 C ブイとの見通し線以西の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。	1 月 1 日から 12 月 31 日まで ただし、たい、すずきを目的とする場合は 5 月 1 日から 12 月 31 日まで	同上	1. 網の張立時間は、 15 時から翌日 10 時までとする。 2. 網の目合は次のとおりとする。 (1) ひらめを目的とするもの 15 cm 以上 (2) たい、すずきを目的とするもの 9 cm 以上	同上	同上
めばる一枚 網漁業	3	同上	横須賀市夏島町 1 番地にある護岸北東角より真方位 76 度 14.8 分の線から横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位 130 度 58.2 分の線に至る神奈川県海面。ただし、共第 1 号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横須賀市 西浦賀または久比里に漁業根拠地を有している者	1. 網の目合は 6 センチメートル以上とする。 2. 網の張立時間は、 15 時から翌日 10 時までとする。	同上	同上

ひらめ、たい、すずき 一枚網漁業	1	同上	中の瀬航路 3 号ブイと同 4 号ブイとの見通し線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、中の瀬 B ブイと同 C ブイとの見通し線以西の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。	1 月 1 日から 12 月 31 日まで ただし、たい、すずきを目的とする場合は 5 月 1 日から 12 月 31 日まで	同上	1. 網の目合は次のとおりとする。 (1) ひらめを目的とするもの 15 cm 以上 (2) たい、すずきを目的とするもの 9 cm 以上 2. 網の張立時間は、15 時から翌日 10 時までとする。	同上	同上
めばる一枚網漁業	3	同上	横須賀市夏島町 1 番地にある護岸北東角より真方位 76 度 14.8 分の線から横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位 130 度 58.2 分の線に至る神奈川県海面。ただし、共第 1 号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横須賀市長沢に漁業根拠地を有している者	1. 網の目合は 6 cm 以上 2. 網の張立時間は、15 時から翌日 10 時までとする。	同上	同上

きす一枚網 漁業	3	同上	横須賀市野比地先サク根と千葉県 富津市浜金谷港灯台との見通し線 から、三浦市南下浦町松輪地先黒 島頂上と千葉県富津市明鐘岬との 見通し線に至る神奈川県海面。た だし、共第 1 号及び共第 3 号共同 漁業権の漁場の区域を除く。	4 月 1 日から 12 月 31 日ま で	同上	網の目合は、15 セン チメートルにつき 12 節以下とする。	同上	同上
かれい、すず き、めばる一 枚網漁業	4	同上	三浦市南下浦町上宮田、横須賀市 津久井境界線と最大高潮時海岸線 との交点より正東の線から、下記 点 A から点 B を結んだ線の延長線 に至る神奈川県海面。ただし、共 第 1 号、共第 2 号及び共第 3 号共 同漁業権の漁場の区域を除く。 点 A 三浦市南下浦町松輪地先 にある黒島頂上 点 B 共第 3 号と共第 4 号の境界 の最東端	1 月 1 日から 12 月 31 日ま で	三浦市南 下浦町金 田に漁業 根拠地を 有してい る者	1 網の目合は次のと おりとする。 (1)すずきを目的とす るもの 9 cm 以上 (2)めばるを目的とす るもの 6 cm 以上 2 網の張立時間は 15 時から翌日 10 時まで とする。	同上	同上

いせえび一枚網漁業	6	同上	三浦市南下浦町松輪地先黒島頂上より正東の線から、同町毘沙門地先横瀬島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	8月1日から翌年5月31日まで	三浦市南下浦町松輪に漁業根拠地を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1 目合9センチメートル以上 2 網丈1.2メートル以下	同上	同上
きす一枚網漁業	4	同上	横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線から、三浦市南下浦町松輪地先黒島頂上と千葉県富津市明鐘岬との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。	4月1日から12月31日まで	三浦市南下浦町上宮田に漁業根拠地を有している者	網の目合は、2.7センチメートル以上（15センチメートルにつき12節以下）とする。	同上	同上

かれい、すずき、めばる一枚網漁業	4	同上	三浦市南下浦町上宮田、横須賀市津久井境界線と最大高潮時海岸線との交点より正東の線から、三浦市南下浦町金田ボッケ埼より正東の線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	同上	1. 網の目合は次のとおりとする。 (1)すずきを目的とするもの9 cm以上 (2)めばるを目的とするもの6 cm以上 2. 網の張立時間は15時から翌日10時までとする。	同上	同上
------------------	---	----	---	----------------	----	---	----	----

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。